

# 令和6年度運営指導計画等について

# 1 目的

- 介護保険法第23条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者、指定（介護予防）地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して、介護給付等に係るサービスの質の確保と向上及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

# 2 指導方針

- 利用者等の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護サービス事業者等の支援を基本として、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底することを指導方針とする。

# 3 指導の根拠法令等

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第23条
- (2) 浜田地区広域行政組合介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱  
（平成27年浜田地区広域行政組合告示第1号）

## 4 指導形態

### (1) 運営指導

- 原則、実地において、書面及び聴き取りにおいて実施する。
- 居宅系サービス（居宅介護支援事業者を含む。）は概ね5年に1回、施設系サービスは概ね3年に1回実施するが、新規開設の事業所は開設後1年を目途に実施する。なお、指導実施日の概ね1月前までに文書により通知する。
  - ※ 運営指導の際、著しい運営基準違反や利用者の生命等に危険がある場合、又は、報酬請求に不正が確認された場合には監査に変更して実施する。

### (2) 集団指導

- 制度管理の適正化を図るため、講習の方法により合同で実施する。

## 5 指導の重点項目

次の事項を運営指導の重点項目とする。

- (1) 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 業務管理体制の整備
- (3) 介護報酬の請求事務の適正化
- (4) 個別サービス計画の作成、見直し及び記録の整備
- (5) 虐待防止及び身体拘束廃止等人権の尊重の取り組みの推進
- (6) 非常災害対策の充実・強化及び安全確保対策
- (7) 事故の予防と事故発生時の適正な対応
- (8) 感染症の予防及びまん延の防止の取り組み

## 6 令和6年度運営指導予定事業所及び指定更新事業所

### ① 指定居宅介護支援事業所

(運営指導： 6事業所 指定更新： 5事業所)

事業所名	運営指導	指定更新	指定有効期間満了日
居宅介護支援事業所 はなみずき	○	—	
ケアプランせいわ	○	—	
居宅介護支援事業所 こもれび	○	—	
緑ヶ丘居宅介護支援事業所	○	—	
済生会居宅介護支援事業所	○	—	
よろこぼう屋 ケアマネステーション	○	—	
居宅介護支援事業所 むりょうじゅ	—	○	令和 6年 4月30日
ケアプランたいせつ	—	○	令和 6年12月31日
居宅介護支援事業所 結	—	○	令和 7年 3月31日
居宅介護支援 周布事業所	—	○	令和 7年 3月31日
居宅介護支援事業所 もやいの家松平	—	○	令和 7年 3月31日

② 指定（介護予防）地域密着型サービス事業所

（運営指導： 9事業所 指定更新： 5事業所）

事業所名	運営指導	指定更新	指定有効期間満了日
デイサービスセンター絆	○	—	
リハトレケア浜田	○	—	
弥栄デイサービスセンター	○	—	
デイサービスみたけや	○	—	
そうえんデイサービス	○	—	
デイサービスセンターほのか	○	—	
小規模多機能型居宅介護支援事業所モモ	○	—	
複合型小規模多機能 ほっとの家	○	—	
共生型デイサービス お天気いいね	○	○	令和 6年 9月13日

業所名	運営指導	指定更新	指定有効期間満了日
グループホーム みんなの家 デイサービス さくらや	—	○	令和 6年 9月30日
グループホーム ゆうな	—	○	令和 7年 3月31日
特別養護老人ホーム あさひ園	—	○	令和 7年 3月31日
集いの家 木もれ陽	—	○	令和 7年 3月31日

※令和6年度に運営指導を予定している事業所は、「運営指導」欄に「○」で示しています。「—」の事業所は運営指導対象外です。

※「指定有効期間満了日」に記載のある事業所は、令和6年度中に指定更新が必要となりますので手続の準備をお願いします（有効期間満了日の概ね2月前までに文書でお知らせします）。